第六号様式（第二条第一項第六号関係）

第　　号

学校コード

令和　　年　　月　　日

申請番号

様

# 令和　　年度　　しゅうがくえんじょひ　ひにんていつうちしょ

しゅうがくえんじょひについて、しんさのけっか、しゅうがくえんじょたいしょうがいとなり、ひにんていとなりましたので、つうちいたします。

【たいしょうしゃ】

| がっこう | がくねん | にんていくぶん | じどうせいとめい |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

ひにんていび　　年　　月　　日

ひにんていきかん　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

ひにんていりゆう

せたい
しょとくがく

にんてい
きじゅんがく

しょとく
ちょうかがく

びこう

1．このしょぶんについてふふくがあるばあいは、このしょぶんがあったことをしったひのよくじつからきさんして3かげついないに、　しきょういくいいんかいにたいしてしんさせいきゅうをすることができます。
2．このしょぶんについては、じょうきのしんさせいきゅうのほか、このしょぶんがあったことをしったひのよくじつからきさんして6かげついないに、　しをひこく（そしょうにおいて　しをだいひょうするものは　しきょういくいいんかいになります。）として、しょぶんのとりけしのうったえをていきすることができます。なお、じょうきのしんさせいきゅうをしたばあいは、しょぶんのとりけしのうったえは、そのしんさせいきゅうに対するさいけつがあったことをしったひのよくじつからきさんして6かげついないにていきすることができます。
3．ただし、じょうきのきかんがけいかするまえに、このしょぶん（しんさせいきゅうをしたばあいは、そのしんさせいきゅうにたいするさいけつ）があったひのよくじつからきさんして1ねんをけいかしたばあいは、しんさせいきゅうをすることやしょぶんのとりけしのうったえをていきすることができなくなります。